

会員の経費負担義務に関する細則

(目的)

第1条 この細則は定款第8条の規定に基づき、会員の経費負担義務に関し、必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 一般社団法人日本集中治療推進機構（以下、「本機構」という）の会員の入会金は次のとおりとする。

- (1) 正会員 無料
- (2) 賛助会員 無料

(年会費)

第3条 本機構の会員の年会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 無料
- (2) 賛助会員 100,000 円

(年会費の納入)

第4条 年会費は、機構が指定する方法および期日までに1年分を一括納入しなければならない。

(細則の改定)

第5条 この細則は、理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は2024年10月28日から施行する。